

公調委平成23年（セ）第2号

芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して金361万4755円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人 a 株式会社が注文者、被申請人株式会社 b が施工者として、申請人宅の隣地にマンション建設工事を始めたところ、申請人が、マンション建設工事により発生する騒音・振動により自律神経失調症その他の健康被害等を受けたため、被申請人 a 株式会社に対しては、民法716条に基づき、被申請人株式会社 b に対しては、民法709条及び同法710条に基づき損害賠償を求めて、責任裁定の申請をした事案である。

第3 前提となる事実（証拠は各項に掲記する。）

1 当事者等

（1）申請人は、昭和57年7月から現住所に申請人の夫であるAと居住している（甲35、甲36、審問の全趣旨）。

（2）被申請人 a 株式会社（以下「a」という。）はマンション分譲等を目的とする会社であり、被申請人株式会社 b（以下「b」という。）は建設業を目的とする会社である（争いのない事実）。

- (3) 申請人宅は、JR芦屋駅から徒歩5分程度の距離にある住宅街にあり、申請人宅の存する地域は、都市計画法上の市街化区域、第一種中高層住居専用地域、第二種高度地域に指定されている（甲14、審問の全趣旨）。
- (4) bは、平成22年5月10日から、本件マンション建設工事（以下「本件工事」という。）を開始した。なお、工事開始までに、aは注文者としてbを施工者とする、本件工事請負契約を締結した（争いのない事実、審問の全趣旨）。

## 2 本件工事の騒音・振動に関する法規制

- (1) 騒音規制法27条及び振動規制法23条により、地方公共団体がこれら法律の定めにかかわらず、条例で必要な規制を定めることは妨げられていないところ、兵庫県においては、環境の保全と創造に関する条例（以下「環境条例」という。）60条1項で、指定区域内の特定建設作業に伴って発生する騒音・振動につき、知事が定める基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善勧告等ができる旨を定めている。

また、知事が定める基準は、「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」（平成13年2月27日告示第274号。以下「騒音・振動基準」という。）に定められている。

- (2) 騒音・振動基準について、本件申請の判断に係わる基準等は以下のとおりである。

### ア 騒音について

#### (ア) 騒音の大きさに係る基準

特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dBを超える大きさのものでないこと。

#### (イ) 騒音の大きさの決定

騒音の大きさの決定は、騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 振動について

(ア) 振動の大きさに係る基準

特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 dBを超える大きさのものでないこと。

(イ) 振動レベルの決定

振動レベルの決定は、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

第4 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、① 本件工事による騒音・振動により申請人の主張する被害は発生したか（争点1）、② 本件工事の騒音・振動による被害は、受忍限度を超えていたか（争点2）、③ 被申請人らに過失はあったといえるか（争点3）、④ 本件被害の損害の額（争点4）である。

1 争点1（本件工事による騒音・振動により申請人の主張する被害は発生したか）について

**【申請人の主張】**

申請人に生じている健康被害等の発生は、被申請人らの本件工事による騒音・振動に起因するものである。

(1) 健康被害（自律神経失調症等の発症）

ア 本件工事においては、本件マンションの基礎及び地下駐車場建設のために行った地盤掘削工事に伴う騒音・振動の身体への影響が著しかった。すなわち、地下水が湧き出ているため、貯水桝を設置するため約10mの地盤掘削工事を行った結果、工事期間が1年以上に及んだこと、工事場所は、

申請人宅の近傍で、地下1階を全て地下駐車場とするために、単に建物の基礎だけではなく敷地部分全体を掘削したこと、また、本件マンションの敷地内には六甲山地に由来する大型の岩が多く存在し、その岩に掘削機械の先端やH鋼の先端が衝突して、激しい衝撃音と振動を及ぼしたことが原因である。

イ 申請人は、上記騒音・振動によって自律神経失調症を発症した。

また、申請人は、被申請人らからの工事説明等の対応により精神的ストレスを受けていたので眼科や針灸院に通うことになる健康被害を受けた。

特に、平成22年5月10日のアースオーガーを使用した地中転石の撤去作業開始後はその症状が悪化した。

## (2) 精神的苦痛

申請人は、専業主婦としてほぼ1日中自宅で過ごしており、上記(1)アの工事により、申請人宅に損傷が生じ、申請人は多大な精神的肉体的苦痛を受けた。

### 【被申請人らの認否・反論】

#### (1) a

ア 申請人の主張は否認ないし争う。

イ 本件工事着工前の平成21年5月11日、Aから、「妻は持病のため夏に冷房を使用せず網戸で過ごします。」との申入れを受けている。持病の内容は明らかではないが、申請人は、本件工事に関係なく健康を害されている。

#### (2) b

申請人の主張の(2)のうち、申請人宅に軽微な損傷を与えたことは認めるが、その余の申請人の主張は否認ないし争う。

### 【申請人の認否及び再反論】

(1) a の反論は否認する。

(2) 申請人の持病とは冷え性のことであり、自律神経失調症とは別のものである。

**【a の認否】**

申請人の再反論は否認ないし争う。

2 争点2 (本件工事の騒音・振動による被害は、受忍限度を超えていたか) について

**【申請人の主張】**

本件工事の騒音・振動による被害は受忍限度を超えている。また、本件工事方法等は違法である。

(1) 本件工事を開始以後、騒音・振動が激しいので、申請人は被申請人らに対し、騒音測定器と振動測定器の設置を求めた。すると、基準値(騒音85dB、振動75dB)をそれぞれ超える時間帯があった。

(2) 本件工事の現場は、兵庫県芦屋市の閑静な住宅街であり、基準値の設定自体(特定建設業機械による騒音85dB)が住民の生活感覚と大きくかけ離れている。また、本件工事は、申請外B(以下「B」という。)宅のような至近距離に影響を受けやすい構造があることを無視している。

(3) 本件工事により地盤の沈下・変形等の影響があり、かつ、被害が発生し、進行拡大している状況がある中で、周囲の工事環境に対応した被害対策を講じ、その効果の確認として変位調査が行われるべきであるのに必要な対策・調査等を行われていない。また、bの山留計算書は水平流動変位や沈下による相隣地番の被害を防止する目的のものとして作成されていない。

そのため、このような地盤の沈下・変形が拡大していることから本件工事の騒音・振動が耐えがたいほど大きくなったことは明らかである。

(4) 仮に行政法規違反が認められない場合であっても、地中にある多数の転石を撤去するため地盤掘削工事が1年以上に及び、とりわけSMW工法は、長さ10mのH鋼を上空から落下させて地中に打ち込むという原始的な手法

であるため継続して著しい騒音・振動を発生させたこと、測定値上も多数回にわたり騒音85dB、そして振動75dBを超える騒音・振動が観測されていること、また、申請人宅から12.6cmしか離れていない箇所を掘削していること等の事情から判断して権利濫用として違法となるというべきである。

**【被申請人らの認否及び反論】**

(1) a

ア 申請人の受忍限度を超えている旨の主張は争う。申請人の主張の(1)のうち、騒音・振動測定器の設置及びその測定結果は認めるが、その余は否認ないし争う。申請人の主張の(2)のうち、本件工場の現場が兵庫県芦屋市の住宅街にあることは認めるが、その余は知らないし否認する。申請人の主張の(3)は否認する。申請人の主張の(4)は争う。

イ 騒音・振動の行政法規に違反しないこと

本件工場については、騒音規制法、振動規制法、環境条例の規制に服し、環境条例については騒音・振動基準が定められている。

本件工場において、騒音が85dB、振動が75dBを一時的、瞬間的に超えた計測がなされたことがあったとしても、騒音・振動基準上の基準値を超えた事実はなく、適法に工場が行われている。

なお、本件工場の現場敷地内2か所に騒音測定器と振動測定器を設置しているが、申請人宅内では、騒音及び振動の測定値がより低減されていることは明らかである。

ウ 近隣住民への対応

被申請人らは、本件工場について、平成20年10月13日以降、32回にわたり近隣説明会を開催し、申請人を含め、近隣住民に対し、十分配慮して工場を行っている。

エ 本件工場は適正に法令を遵守していること

bは、地中を穿孔する際、本件工事の敷地内で穿孔位置を移動させながら施工し、工事中は常時騒音計を監視して、大きな騒音が発生した際には工事を中断したり、アースオーガーの上部や発電機の周りに防音シートを巻き付けたり、敷地境界に防音シートを張るなど、極力騒音を抑える工事をしている。

オ　まとめ

　　したがって、本件工事の騒音・振動による被害は、社会生活上の受忍限度を超えるものではない。

(2) b

ア　申請人の受忍限度を超えている旨の主張は争う。申請人の主張の(1)のうち、騒音・振動測定器の設置及びその測定結果は認めるが、その余は否認ないし争う。申請人の主張の(2)のうち、本件工事の現場が兵庫県芦屋市の住宅街にあることは認めるが、その余は知らないし否認する。申請人の主張の(3)は否認する。申請人の主張の(4)は争う。

イ　騒音・振動の防止措置

　　山留工事・掘削工事の機械はいずれも低騒音型の機械を使用している。

　　山留工事のうち、大きな騒音・振動が発生するのは、地中を穿孔する際にアースオーガーやケーシングカッターが転石に当たった時である。そうした騒音・振動が申請人ら近隣住民の過度の負担とならないよう、施工上の配慮をしている。すなわち、① 特定の近隣住民が長時間騒音・振動の対象とならないよう、工事敷地内で穿孔位置を移動させながら施工した。② 工事中に常時騒音計を監視し、転石を削る大きな騒音が発生した際にはしばらく工事を中断したりするなどした。③ アースオーガーの上部や発電機の周りに防音シートを巻き付けたり、敷地境界に防音シートを張るなどした。

ウ　近隣住民への対応

被申請人らは、これまで申請人ら近隣住民に対して真摯な対応をしてきた。すなわち、平成20年11月9日以降平成23年5月12日まで合計29回にわたり頻繁に近隣説明会を開催している（既存建物の解体工事の説明会も含む。）。

そして、近隣の家屋には家屋調査を実施し、振動等による建物被害については補償を申し出ているし、騒音に関しては、ホテル代を被申請人らが負担するとの申出も行った。

エ 本件工事は適正に行政法規等の法令を遵守していること

(ア) 騒音について

- a 本件工事で85dBを超えるような騒音が発生したのは、掘削工事の際にアースオーガーやケーシングカッターが転石に当たった時である。このような騒音は、騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値が一定でない場合に該当する。したがって、85dBを超えた数値が観測されたことがあるからといって、直ちに騒音規制法や条例の基準を超えたことにはならない。
- b 騒音規制法や条例の基準の範囲内であれば、特段の事情のない限り受忍限度の範囲内と解すべきである。また、仮に同法の基準を超える騒音が認められたとしても、それだけで申請人が受忍限度を超える損害を受けたということにはならない。

本件マンションを建築する際には、bは低騒音型の機械と工法により極力騒音を抑える工事をしていたが、山留めのために地中の転石を削ることは不可欠であり、その際の騒音の発生は避けることができない。

また、申請人の損害を判断するに当たっては、申請人の居宅内における騒音の程度を基準として、それが受忍限度を超えたか否かが問題とされなくてはならない。しかしながら、申請人宅内部での騒音につ



いて具体的な数値の主張はないのであるから、受忍限度の範囲を論ずる前提を欠いている。

(イ) 振動について

一般論として、過度の騒音は精神的に苦痛であり、慰謝料の対象となり得ることは理解できるが、振動については、夜間の振動で睡眠が妨げられるような特別の場合を除き、受忍限度の範囲内であり、慰謝料支払の対象とはならないというべきである。

オ その他

本件マンションの敷地は、住宅街であって繁華街のような喧噪はないとはいえ、駅から至近であり、周囲には自動車の通行も少なくなく、いわゆる暗騒音はある。また、本件マンションの用途地域は、条例による高さ15mの制限はあるものの、第一種中高層住居専用地域であり、本件マンションのような5階建ての建物の建築は当然予定されている。

工事は、日曜祝日は休みで、作業時間は平日は午前8時30分（朝礼開始）から午後5時30分まで（重機の使用は午後5時まで・6時退場）、土曜日は午前9時（朝礼開始）から午後5時まで（午後5時30分退場）とごく一般的な建築工事の範囲内である。

山留工事・掘削工事の開始から終了までの期間が当初の計画より長いことは認めるが、途中で中断期間があったことも関係しており、必要以上に騒音・振動の発生期間が長くなったことはない。

カ まとめ

したがって、本件工事の騒音・振動による被害は、社会生活上の受忍限度を超えるものではない。

**【申請人の認否及び再反論】**

- (1) 被申請人らの反論は否認ないし争う。
- (2) bの反論のイについて、狭い工事現場の中で穿孔位置を移動させても被害

状況には全く影響はない。また、bは、申請人が苦情を申し立てない限り工事を中断することはなかった。防音シートも騒音に対する遮断効果は全くなかった。

(3) bの反論のエ(ア)について、一度や二度の公法規制違反であれば民事上は違法といえないかもしれないが、公法規制への適合は、受忍限度判断の一要素に過ぎないし、本件工事では長期間にわたり85dBを超える騒音があったのであるから、民事上も違法である。

(4) bの反論のエ(イ)について、一度や二度の公法規制違反であれば民事上は違法といえないかもしれないが、公法規制への適合は受忍限度判断の一要素に過ぎないし、本件工事では、長期間にわたり75dBを超える振動があったのであるから、民事上も違法である。

#### 【bの認否】

申請人の再反論は争う。

### 3 争点3 (被申請人らに過失があったといえるか) について

#### 【申請人の主張】

#### (1) bの過失

bは本件工事に当たり、施工者として、本件工事による騒音・振動により本件被害が発生することを予見し、回避すべき義務があったにもかかわらず、その防止策をなんらとっておらず本件被害を発生させた。故意ともいえる過失があったといえるものである。

#### (2) aの過失

aは、注文者としての責任を負う。

この点、本件工事の注文者であるaは、本件被害の発見を予見できたにもかかわらず、被害の拡大について適切な防止措置や改善措置を講じなかった点において民法716条ただし書における「過失」が認められるというべきである。すなわち、注文者であるaはマンション分譲業者であって、マンシ

ョン建設によって近隣に対して、騒音・振動被害が生じることを認識できる立場にある。また、申請人は a に対して、再三本件工事による騒音・振動による被害を発生させないように申し入れており、本件マンションの工事説明には注文者である a も同席していたため予見可能性が認められる。さらに、敷地境界から約 10cm の場所でマンション建設計画を立てること自体において、近隣住民への生活環境の悪化（工事の騒音・振動を含む）が発生することを容認するものであるため結果回避義務を怠っている。

(3) したがって、本件工事の施工者である b 及び注文者である a はいずれも不法行為責任を負うべきである。

#### 【被申請人らの認否及び反論】

(1) a

ア 申請人の主張の(2)の事実は否認し、予見可能性があること、結果回避義務を怠っていることの法的主張は争う。申請人の主張の(3)は争う。

イ a の反論

(ア) A 及び申請人並びに近隣住民で組織している□□□建設計画連絡協議会から、a の担当者が直接に又は工事説明会の際に、本件工事の騒音・振動の苦情を受けたことはあるが、当の施工者である b が低騒音型の山留・掘削機械を用いて穿孔位置を移動させながら施工する工法を採用し、常時騒音計・振動計による監視をして、場合によっては工事を一時中断するなど、騒音・振動を出来るだけ軽減する措置を実施している中、a においては、施工者に細心の注意を求めるほかなく、さらに受忍限度を超える申請人の被害の発生を予見することはできない。

(イ) 加えて、本件で発生した被害とされているのは、申請人における自律神経失調症等の発症であり、b の適法な工事が申請人に健康被害をもたらすことまで注文者である a において予見することはできない。

(ウ) 申請人の主張する敷地境界から約 10cm の場所での建設計画という

のは、建物の配置そのものではなく、bによる「山留工事」計画を指すようであるが、境界近くで「山留工事」を行う期間は全行程中の一部に限られる上、この工事が社会生活上の受忍限度を超える騒音・振動の発生に直ちに繋がるものではない。

また、申請人の主張する約10cmの場所での「山留工事」は、ほんの一部の境界付近に限られている上、仮に、約10cmでなく約1mの距離をおいて「山留工事」をしても騒音・振動の程度に有意の差は生じないものと思われるのであり、本件マンションの「山留工事」の計画を承知していたからといって、注文者であるaが、社会生活上の受忍限度を超えるような近隣住民への生活環境の悪化(工事の騒音・振動を含む。)まで容認していたことにはならない。まして、申請人の自律神経失調症等の発症の結果を予見し、その結果を回避することなどできるはずもない。

(2) b

申請人の主張の(1)の事実を否認し、予見可能性があること、結果回避義務を怠っていることの法的主張は争う。申請人の主張の(3)は争う。

【申請人の認否】

aの反論は否認ないし争う。

4 争点4 (本件被害の損害の額) について

【申請人の主張】

(1) 申請人は、健康被害により、財産的損害として、① 別紙治療費一覧表記載の金員を支出し、② 本件弁護士費用として30万円を要することとなった。

(2) また、申請人の肉体的精神的苦痛を慰謝するには、300万円が相当である。

慰謝料の算定には、財産的損害の場合のように明確な基準はなく、社会通

念（経験則ないし条理）や裁判官の良識に委ねられている。そして、その額は、損害額の証明がなくても、裁判所あるいは公害等調整委員会裁定委員会が諸般の事情を参酌して定めるべきものである。

本件における慰謝料の具体的な損害額は、交通事故の場合を参考にすると、少なくとも地盤の掘削工事期間1年間の慰謝料額を基に、より悪質な不法行為であることを斟酌すると、金300万円が相当とすべきことになる。

(3) よって、申請人らが被った損害の額は、合計361万4755円である。

#### 【被申請人らの認否及び反論】

(1) a

申請人の主張の(1)及び(2)は否認ないし争う。申請人の主張の(3)は争う。

(2) b

申請人の主張の(1)及び(2)は否認ないし争う。申請人の主張の(3)は争う。

### 第5 裁定委員会の判断

1 証拠（以下各項に掲げる。）及び審問の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 本件マンション建設用地のaの取得及びその後の申請人を含む近隣住民と被申請人らとの対応経過（甲11，甲14，甲24ないし甲26，甲39，甲40，乙1，乙2，乙5ないし乙8，参考人A）

ア 本件マンション建設用地の取得

(ア) 本件マンション建設用地の一部はAの兄Cが所有していたが、平成20年4月30日、同日付け売買（条件 売買代金完済）を原因としてaに条件付所有権移転仮登記がされた。また、平成20年4月11日には錯誤を原因として地積の変更がされた。

なお、参考人Aは、上記移転仮登記の事実はCからではなく、自ら法

務局で確認して知った旨を供述している。

(イ) その後、上記マンション建設用地の一部は、平成21年3月30日に、同日付け売買を原因として、aに上記(ア)の仮登記の所有権移転本登記手続がされた。

#### イ 本件マンション建設計画の説明

(ア) 平成20年8月には株式会社東京ソイルリサーチ及びアズ都市開発株式会社ら作成の「ボーリング調査のお知らせ」と題する文書が本件マンション建設用地の近隣住民に対して配布された。その内容は、平成20年8月25日から同年9月12日までの間、本件マンション建設用地内においてボーリング調査を実施するなどとするものであった。

(イ) 平成20年9月28日付けで、芦屋市〇〇〇自治会長D及び□□□建設計画連絡協議会代表E名義の決議文が作成された。その内容は、aに対し、本件マンション建設計画に関し、影響が大きい周辺の住民に配慮することを要望するものであった。

(ウ) 平成20年10月13日、仮称「△△△説明会」（以下「説明会」という。）につき、住民主催の質問会がまず開催された。Cも出席し、a側から事業の説明等がなされた。

(エ) 平成20年11月9日に開催された最初の説明会では、aからは説明用資料に基づき計画概要と配棟計画の説明がなされ、引き続き開催された同年12月5日開催の説明会では、aからは計画概要に関する追加説明がなされた。これに対し、住民側からは、5階建てを4階建てに、隣地からの離隔を3m確保するようにとの要望がなされた。

(オ) 平成20年12月25日開催の説明会では、aからは、事業上5階を4階にはできないこと、離隔を3m確保することもできないこと、プライバシーについては今後も協議可能だが、規模縮小の要望は添いかねる旨回答がなされた。

住民側からは一旦持ち帰って a 内部で協議して欲しい旨の要望がなされた。平成 21 年 1 月 12 日開催の説明会では、a からは、構造・規模・配置計画を変更することは無理である旨の回答がなされた。

ウ 本件マンションの建築計画に対する紛争経過

(ア) a は、本件工事については、建築計画を一部変更した上、平成 21 年 1 月 6 日付けで国際確認検査センターによる建築確認を受けた。これに対し、A らは、芦屋市建築審査会に対する建築確認処分に係る審査請求等を行ったが、平成 22 年 2 月 17 日付けで棄却された。その後、同年 4 月 16 日、大阪地方裁判所に建築確認処分取消訴訟（平成 22 年（行ウ）第 75 号）を提起したが、平成 24 年 4 月 13 日付けで棄却された。

(イ) また、A、B 及び申請外 F は、a に対し、本件工事に関して、平成 21 年 7 月 22 日、神戸地方裁判所尼崎支部に対し、建築工事差止等仮処分（平成 21 年（ヨ）第 84 号）を申し立てたが、同年 12 月 24 日付けで却下された。さらに、却下決定に対しては、即時抗告が申し立てたが、平成 22 年 6 月 18 日付けで抗告は棄却された。

エ 本件工事開始と申請人宅の被害発生的主張

(ア) 平成 21 年 4 月 5 日開催の説明会では、a は駐車場計画の変更に関するシミュレーションを実施した。住民側からは、地下の掘削方法（特に南東角側）に関する説明（SMW 工法の採用等を含む。）及び鉄板を使わないより安全と考えられる方法の検討に関する要望があった。a は駐車場の防振対策の説明等も行った。

(イ) 平成 21 年 5 月 17 日及び同月 18 日には、申請人宅における損傷状況を調査するために事前調査が行われ、同月 21 日の A が出席した解体工事説明会においては、解体工事における不手際の謝罪と報告が行われた。

(ウ) 平成23年2月23日には、申請人宅における損傷状況を調査するための中間調査の結果を踏まえて、被申請人らからお詫びの趣旨の文書がAに送付された。

(2) 本件工事（山留工事・掘削工事）の内容（丙1，審問の全趣旨）

ア 平成22年4月26日から同年5月9日の間は、現場で仮囲いなどの着工準備を開始し、同月10日から同年6月16日の間は、着工後アースオーガーを使用して地中の転石の状況を確認した。同月17日から同年8月30日の間は、全周回転掘削機（オールケーシング工法）により地中の転石を撤去した。

イ ところが、本件工事の隣接地でブロック塀とコンクリート土間にクラックが発生したため、平成22年8月30日から同年10月11日の間は工事を中断した。

ウ 平成22年10月12日から工事を再開したが、同日から同月20日の間は、全周回転掘削機により地中の転石を撤去した。さらに、同月21日から平成23年1月30日の間は、SMW工法により山留壁を地中に造成し、同月31日から同年3月9日の間は、バックホウで地面を掘削した。

エ ところが、平成23年3月10日から同年4月24日の間は、再度工事を中断し、工事を再開した同月25日には、山留補強工事を実施した。同月26日から同年5月11日の間は、バックホウで地面を掘削した。

(3) 測定結果

bが測定した騒音・振動の測定結果については、平成22年10月26日から同年11月19日（ただし、同年10月31日、同年11月3日、同月7日、同月14日を除く。）、同年12月15日及び同月16日、同月27日、平成23年1月11日、同月20日、同年4月27日並びに同月28日の各測定日（この両日は騒音測定の結果のみ）の測定結果が提出されている（甲8の1及び2，甲15，甲27）。



ア 騒音について

瞬間的に85 dBを超えることはしばしば認められるものの、騒音基準値「指示値の90パーセントレンジの上端の数値」(L5)については、上記期間内の最大値は83.0 dBであり、騒音基準値85 dBを下回っていた。

イ 振動について

瞬間的に75 dBを超えることはしばしば認められるものの、振動基準値「指示値の80パーセントレンジの上端の数値」(L10)については、上記期間内の最大値は61.5 dBであり、振動基準値75 dBを下回っていた。

2 争点1 (本件工事による騒音・振動により申請人の主張する被害は発生したか) について

(1) 健康被害による財産的損害

ア 証拠(甲5ないし甲7, 甲12, 甲23, 甲38)によれば, 申請人は, 平成22年5月13日から平成23年8月8日にかけて, 眼科, 皮膚科, 心療内科, 針灸院等に通院し, 岡本クリニックで自律神経失調症の診断を受けたことが認められる。また, 申請人は, 陳述書等(甲7, 甲23, 甲38)で自らの健康被害に基づく症状を述べているほか, 参考人Aも, 申請人について「現在も睡眠薬を服用しておりますけれども, 非常に情緒不安定というのか, あるいはうつというのか, 通常のいわゆる家庭の主婦としての日常生活がほとんど営めない状況に立ち至っております。」と供述している。

しかし, 仮に本件工事開始後に申請人がかかる疾患に罹患したとしても, 申請人の主張する各疾患の発症については, 一般に様々な要因が考えられ, 申請人の各疾患と騒音・振動との間に相当因果関係があると認めることはできない。

イ かつて、申請人作成の陳述書（甲38）には、「私の夫は平日の日中は仕事ですし、家を守るのは私の役目であり、私が自分の家や生活を守らなければ、という想いを強く持っていました。」との記述がある。また、この点に関し、参考人Aも「家内の立場としては当然だと想いますが。」と供述している。これらによると申請人及びAとの間には、妻が家を守るべきであるという共通認識があることが認められ、そして申請人宅を守ることに関する意識に基づくストレスが申請人の健康状態に影響を与えた可能性を否定することはできない。

そして「私が、マンション工事が始まる前から、工事業者の説明会ややりとりによって（全く私たちの意見を聞いてくれない態度を見て）、ストレスを感じていたのは事実です。」との記述がある。この記述によると、申請人は、上記1（1）イの本件工事開始以前のaらとの対応などによって、既にストレスがあったことが認められる。

他に、本件工事による騒音・振動と申請人の主張する疾患の発症との間に因果関係があると認めるに足りる証拠はない。

ウ したがって、各疾患の発症についての申請人の主張を採用することはできない。

## （2）精神的損害

証拠（甲24ないし甲26）及び上記1（3）によれば、本件工事後に申請人宅にクラックの拡大等が認められ、一般に、騒音・振動基準内であっても、瞬間的ではあれ85dBを超える騒音や75dBを超える振動にさらされれば、相当程度の苦痛を感じることはあり得ることからすれば本件工事による騒音・振動により申請人が精神的苦痛を受けたことは認められる。

## 3 争点2（本件工事の騒音・振動による被害は、受忍限度を超えていたか）について

上記2（2）のとおり、本件工事の騒音・振動により申請人が精神的苦痛を

受けたことは認められる。そこで、以下、かかる被害が一般社会生活上の受忍限度を超えるかについて検討する。なお、申請人の上記第4の争点2（4）において、権利濫用・違法の主張をしているが、同所で主張されている各事実も、被害が一般社会生活上の受忍限度を超えるかを検討する事情として考慮する。

#### （1）受忍限度論について

社会生活を営む上では、ある程度の騒音・振動が発生する場合であっても、すべてが第三者に対する関係で違法となるものではない。騒音・振動による被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超える場合のみ第三者に対する関係で違法な権利侵害ないし利益侵害となると判断すべきである。

そして、騒音・振動による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決するべきである（最高裁平成元年（オ）第1682号同6年3月24日第一小法廷判決・裁判集民事172号99頁参照）。そこで、以下において本件各事情について検討する。

#### （2）侵害行為の態様

上記1（3）のとおり、騒音・振動の測定結果は、騒音・振動基準の基準値内にとどまっていることが認められ、他に、騒音・振動基準の基準値を超えたことを認めるに足りる証拠はない。

また、申請人は、申請人宅に近接して行われた山留工事の施行方法を問題としているが、証拠（甲16の1ないし5）によれば、bの山留工事の施行方法は「山留め設計施工方針－日本建築学会」による標準的な施行方法であることが認められる。また、bと有限会社タウン測量設計との書面のやり取りを見ても、bの山留工事の施工方法が現場の地盤状況を無視した不当な工

事方法ということとはできない。

### (3) 所在地の地域環境

上記前提となる事実の1(3)のとおり、申請人宅の存する地域は、都市計画法上の市街化区域、第一種中高層住居専用地域、第二種高度地区に指定されており、本件マンション建設が法的に許容されている。

### (4) 侵害行為の開始とその後の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容

上記1(1)イの経過によると、aによる本件マンションの建設計画の説明会の開始状況は、周辺住民の苦情を受けてから開始された受動的な面もあり、その点近隣住民が不満を持ったことも理解できる。

しかし、証拠(甲16の1ないし5、甲24ないし甲26、乙5、乙9、丙2ないし丙12)によれば、aは、周辺住民の苦情を受けて以降は、本件工事の施工方法に関し、同建設工事前後を通じて多数回にわたる説明会を開催して同建設工事への理解を求め、安全対策等を実施していること、また、bは、山留工事・掘削工事には、低騒音型の機械を使用していること、さらに、被申請人らは、上記1(1)エのとおり、申請人宅の振動被害についても必要な調査を実施し、被害結果が判明した際には、謝罪の上で補償の意思を示していること、がそれぞれ認められる。

したがって、本件工事の騒音・振動による被害に対しては、被申請人らは必要な措置を尽くしているというべきである。

### (5) 総合評価

上記2(2)のとおり、本件工事の騒音・振動により、申請人は精神的苦痛を受けたことは認められる。しかし、本件工事の騒音・振動は法規制の範囲内にとどまっており、所在地の地域環境としても、マンション建設が許容されている。さらに、侵害行為の開始とその後の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容についても、被申請人ら

の対応としては必要な措置を尽くしているといえる。

これらの諸事情を総合的に考察すると、申請人宅の存する住環境を考慮しても、本件工事による騒音・振動によって受けた申請人の精神的苦痛は、一般社会生活上の受忍限度を超えるものとははいえない。

したがって、申請人の主張は理由がない。

## 第6 結論

以上のおりであるから、その余の争点を判断するまでもなく、申請人の本件裁定申請は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のおり裁定する。

平成24年8月7日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 杉 野 翔 子

裁定委員 柴 山 秀 雄